

取締体制の強化を図ったため、明治四〇年以来大きな盛上りをみせてきた労働運動も、消極的な活動へと転換をはじめた。

三 長町貧民街と警察

長町と木賃宿　日本書紀に雄略天皇一四年正月、「身狭村主青等、吳国使と共に献上の漢織、吳織および衣縫兄媛、弟媛等を将いて住吉津に泊る」とある。名吳の浜、名吳の海、名吳の江といわれたこの浜辺は風光明媚な海浜であった。このあたりに名吳町がひらけたが、のち長町といわれるにいたつた。摂津名所図会大成によれば、道頓堀川にかかるこの往来筋は、人の往来でにぎわい、鮮魚の立ち売りなどがさかんで、また九町目までの左右には宿屋が多く立ちならび、なかには数百人も収容できる大きな旅籠屋は、浪速名物に数えられるほどにぎわいであった。

寛政七年長町一丁目から五丁目までを日本橋通、六丁目から九丁目までを長町と改め、日本橋通と長町を区分した。そして寛永のころ、当時の東町奉行久貝因幡守正俊（寛永一〇年）によつてこの長町に木賃宿が設けられた。また石丸石見守定次（寛文三年）は諸国から大阪へ出稼にきた労人足（米・酒・油絞）などのために長町に木賃宿を許した。

長町六・七・八・九丁目に木賃宿を許可したるは、独り旅人のみならず、身代を分散して無宿袖乞となり、或は日々市に出でて日雇となり、荷物持となり、搗米屋・酒造屋・

絞油屋の労人足となれる者等をして、些少の金錢を出し容易に雨露を凌がしめん為なり。而して是等無宿者中には盜賊悪党あらんも知るべからざるを以て、木賃宿は一方にそ

の取締に任せしに、市中並びに端々町統在領旅籠屋・奉公人口入・煮壳屋渡世の者、または旅籠屋仲間に加わらざる小宿に於て、無宿者を宿泊せしむるもの出でしかば、安政六年令してこれを禁じ、向後犯す者あらば嚴重の処分に及ぶべしといへり。（大阪市史第ニ卷八〇頁）

長町は街道の旅籠町として発達するいっぽう、このように商都大阪へ働き口をもとめてやつてくる下級の職人等のたまり場として独特の形態をそなえたが、これに加えて盜賊・悪党・非人・乞食の類も自然と増加する傾向となり、やがて純然たる貧民街を形成するにいたつた。上田秋成の痛癖談（がたりもの）には、すでにこの長町のスマ描写がなされている。文久元年町奉行は、救小屋を建て老幼病者を収容し、行路病人難済者等に対する救護を行なわれた。

明治元年七月、当府では布令をもつて長町木賃宿まがいの宿屋取締の件として、無宿者・悪業をはたらく者等が長町の木賃宿に巣くうのを防ぐ一方、貧民街の拡大を抑制した。つづいて三年二月木賃宿ぼん引、不正身元引受を禁止し、木賃泊は、「長町四丁に限る」こととした。さらに一九年一二月にいたつて、宿屋取締規則（府令第三号）を制定、「木賃宿は大阪四区内に於て営業するを得ず其接続町村に於ては場所を限りて許可すべし」と改められたが、南区に属した長町では、日家賃をとる長屋の形態をとつて擬装し、そのままいすわるようになった。

長町の実態　長町は今浪速区日本橋三丁目から五丁目あたりを、北から南へ街道を縱貫している表通りと、これており、表通りは大方家主が住んでいた。その町並も二階建ての通常の町家と変わらない間取りであったが、不

潔なところが多く、ほかの地区的裏町と大差がなかったといわれている。長町は五丁目が最も戸数多く、居住人口では四丁目が多かった。

政府から派遣された横村巡察使の報告（明治六年）は、「勧業課の处分宜しきを得ば、或は良民となるべきものあらん。日本橋以南長町も亦窮民の集る処にして、高津新地より一層甚しく且つ多し。道路に棄たる廃物を拾い帰へるあり。魚鳥の臓腑を持帰へり食うあり。此処にては業を為すものを見ず。食するに非ざれば必ず昼寝す。是れ則ち窃盜・掏摸・賊徒の巣窟たり。」といつてゐる。そのほか三間憲兵中佐、警官練習所講師ヘーン大尉も長町を巡視し、その在り方について指摘してゐる。

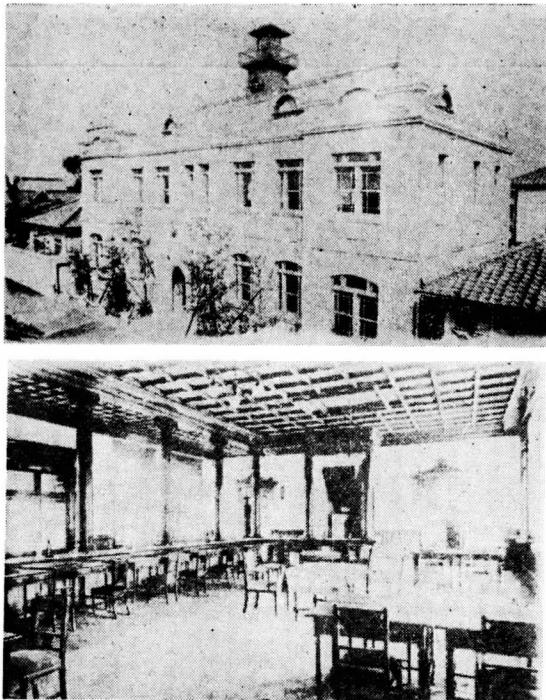
同紙記者鈴木梅四郎（当時小林姓、を名乗った）が連載した、「大阪名護町貧民社会の実況紀略」および横山源之助（貧民・労働問題研究家）の名著といわれる、「日本之下層社会」（明治三一年刊）は、當時この種記録として注目に値するものであった。貧民とその対策については関係当局も腐心するところであったが、「この時期におけるいわゆる貧民の増加は識者の認めざるを得なかつたところである」として、ようやく社会問題として取りあげられるようになったことを物語るものであつた。鈴木梅四郎の実況紀略によると、（西田長寿編）

（三）自より順次に左右の路次に立ち入りて、視察したる内四丁目中程の東側右手の一棟は名護町にても可なりの貧困長屋にして、中にいと憐れなる一家居を認めたり。ホノ暗らく且ついと狭隘なる長屋の戸口には種々の廃泄物、半ば腐敗したるものアチコチに散乱して近寄る可からず、其傍らには全体を露出して覆いなき尿壺、尿壺を兼ねたるもの峙てり。——中央には縞柄布の分らざる程に薄き布団一枚を布き、且つ覆いたる老婦あり。年令は五十五なるべく、久しく病み労れたりと見え顔色、一種の青味を含みて、まことに、

す、其傍らには全体を露出して覆いなき尿壺、尿壺を兼ねたるもの時たり。——中央には縫柄布の分らざる程に薄き布団一枚を布き、且つ覆いたる老婦あり。年令は五十四五なるべく、久しく病み労れたりと見え顔色、一種の青味を含みて、呼吸安からざるの声あり。余等一行の屋前に立

ち止りしを見れども身動きを為さず、瞳孔少くゆるめきしのみ。其傍らには七・八才の男子、耳辺より頭部全体に藻瘡の握り付けたるが如く生じたる者、所破れたる上袖はムシリ取りたりと、覚ゆる弊衣を着て不行儀に侍坐し、彼方の隅には土瓶、大小の茶碗、或は重り或は倒れて散在し、此方には破れたる蚊帳と思はしきもの蟠りて、其一部は老婦の布団の下に敷かれたり。

長町住民の悲惨な生活状態をひろく報道した。また、鈴木の実況紀略は長町住民の職業を南区役所・南



望楼があった難波警察署と公席・明治44年竣工
(東大阪市・小原氏蔵)

として紹介した。それによると二一年九月当時の長町の住民は、総戸数二、三三三戸、総人口八、七〇五名、このうち家主は一四五戸、表通りに住むこれら家主は貧民ではなく、逆に貧民に高利の金を貸し、高い家賃をとりたてなかには富裕な者も含まれていた。

一九年、府庁で開かれた大阪細民移住会議では、長町の移転について論議するところがあった。適当な地に区

郡共同で長屋を建て、そこへ貧民を収容しようとするものであつたが、実現されなかつた。いっぽうコレラ流行などによる衛生的見地から、二六年一〇月には府内務部主管から衛生事務が警察に移管され、清潔法制定(二七年)などとあいまつて、これらの地域も次第に環境浄化の対象となつた。その結果徐々に長町は変化するところがあつた。すなわち「名護町の面目を改めたる警察衛生の当局者が尽力によりしも多かるべけれど、寧ろ各種工業の起りし庇蔭によりしもの与りて多くらんとも思はれ申候、但し名護

これら住民の職業は種々雑多で、例えば麻裏の表縄編み、千日前の小興行小屋と市中の門口に立つ新内・一つせい節・女すもう・手品・うかれ節などの諸芸人をはじめ、人力車の先びき・古下駄買い・ランプのホヤ破れ買い・古木拾い・その他雀・亀・蠅等を橋の上や人の集まる所でならべ、錢をもらつて放してやるもの、あるいは犬殺・猫取・人家の軒下に近い所や、橋ぎわの川にはいって川底の泥をすくいあげ、針・釘・硬貨などを拾う河童(ろうじゆ)・塵芥から紙屑・布切れ・金物などを選りわけるもの、そのほか西国順礼、金毘羅参りなどがあつたが、いづれも恵まれた生活とはいえないものであつた。

これらの職業のほか、窃盜を副業とするもの多く、「名護町貧民の窃盜は、古来一種の職業となり居りたるものなるが故に、強盜・窃盜・掏摸・騙盜等大小の盜賊社会は立派に組合の組織立ち」(前記鉛木の)といわれるほど盜賊の隠匿、盗品故売のルートをはじめとする犯罪の情報提供など悪の温床をなしていたことはあらそえない。

長町の 前記長町探訪につづくものとして、二三年のコレラ大流行のさなか、あめ屋に変装して長町に潜入し 移動 新聞「日本」の記者桜田文吾(大我)は、同紙上に「貧天地飢寒窟探検記」を連載、長町を大饑寒窟

町の面目以前に比して一変せりというも、名護町的貧民が大阪の社会に消滅せりというにあらずして、其の半ば場所を変じて今日は天王寺村、今宮村、難波村の各所に移りて第二の名護町を作りつつあり、浜の真砂は絶ゆるとも世に貧民は消滅せず」（（本の下層社会））といわれている。

三〇年の市域拡張にともなつて、関西線までの今宮村北半分が大阪市に編入されたことにより、南区は多くの貧民をかかえるようになつたが、三六年の第五回内国勧業博覧会の開催で、道路拡張をかねて長町を移転させることになった。このとき日本橋筋の表通りはとりこわされ、新しい道筋にあたる家屋は改築されるなど、従来とかわり一新された。さらに四年には市電の軌道敷設により街路が拡充、貧民は路地内裏通りの日東一、二丁目、東西関谷町などへ押しやられた。これらに移住できなかつたものは、市外に追い出されるはめとなり、今宮方面へ移動、のちの通称釜ヶ崎地区、現あいりん地区へと変転するに至つた。

難波警察署
の特別取締
(浪速署の前身)は、長町一帯の特別掃蕩取締りを実施したが、その記録によると西関谷町に臨時出張所を設け、対象となつた地区は、河原町二丁目東関谷町・西関谷町・広田町・南高岸町・北高岸町・船出町・日本橋東一丁目・同二丁目・下寺町三丁目・同四丁目・日本橋筋四丁目・同五丁目・逢坂下之町の各町を警戒区域として、巡査二〇名ずつが午前八時から午後六時まで、部内の戸口調査を行なうとともに、視察名簿を作成して厳重に監視を続行した。無職業者に対するは、日数を限つて業務に就くこと、拳動不審の者には原籍に照会するなど、また不審なる宿屋、下宿屋には巡査を立番させ、徹底した悪の掃蕩を図つた。その結果は次表のとおりである。

三九年
至八月二
一日臨時出
張所成績表

種別	浮浪者		者		宿		屋	
	男	女	方を当地視察厳重なため転居する浮浪行処明瞭者のもの	行先不明のもの	正業に就きたる数	処分数	旅人宿	種別
浮浪者	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
空戸及改造戸数	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
空戸となりし戸数二五六・改造をなした戸数三四・改造をなしつつある戸数四一								

空戸となりし戸数二五六・改造をなした戸数三四・改造をなしつつある戸数四一

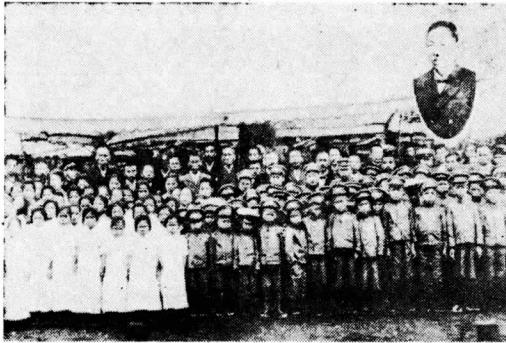
貧民学校の設立と難波警察署長 四四年七月、内務省では都市社会事業の資料として、東京大阪の細民実態調査を区役所および難波警察署長 警察に行なわせたが、(内務省四五五年三月二日八日細民調査統計表)この調査に警察を起用したことは、警察の末端組織が整備され、派出所・駐在所には管内事情に精通した警察官が配置されていることと、貧民対策はときの治安情勢上、看過できない問題であったためと思われる。難波警察署は管内に一大貧民街を有しただけに、その対策は署の重要施策のひとつで、この細民調査には署長が先頭に立ち調査隊をくり出したといわれている。

警察部長池上四郎は、貧民救済については関心が深く、警察部の衛生・保安課長を歴任した警視天野時三郎を難波警察署長に任せたのであった。また池上が大阪市長のとき、市の社会部長に天野を抜てきしている。この池上と天野の連係によって、不就学児童を対象とした夜間学校が開設された。

天野署長は四三年に難波警察署長に就任しているが、管内を巡回したときに、当然学校へ行っているはずの子供達が貧しい家計を助けるため、救民産業といわれたマツチ工場に働き、あるいは働かされている実情を知った。そこで関係機関にはたらきかけるとともに、学校設立を思い立ち、それに学校の先生をはじめ、町の錢湯主、理髪店主、医者などが協力し、設立資金は町の実業家から寄付を仰ぎ、四四年六月まず私立有鄰尋常小学校(木津北島町二丁目四番地)、つづいて翌七月、私立徳風尋常小学校(岸町)が開設された。難波警察署沿革誌につぎのごとく記されている。

明治四三年警視天野時三郎の赴任するや、能く下民の状態を視察して、貧民部落根本改善方法として児童教育の急務を感じ、貧民学校設立の必要を認めなければ、土地の有力家新田長次郎にこれを諮りたりしに、同氏は即時に賛同し、学校の經營者たるべき快諾を与えたるを以て、更らに難波第六尋常高等小学校長松村誠一氏に諮りたるに、同氏また大いに賛成し、奮って教務の任に当たるべきことを誓う。越えて四四年六月一五日木津北島町二丁目に於いて長屋建三戸を借受け児童一三三名を収容し、始めて夜間教授を開始せり。名づけて有鄰学校と称す。一度この美舉を社会に発表せらるや、四方同情の人士先を争い学校用品、衣類、帽子、靴、下駄、浴券等寄贈するものあり、かくして同情の涙は不幸なりし彼等の上にそがれ行なわれたり。

また徳風尋常小学校は、部内有力者久保田権四郎と諮り、七月五日南区高岸町に仮校舎を設け、貧家の児童一一四名を収容して開校の式を挙げ、名づけて徳風尋常小学校と称す。



有鄰学校とこどもたち(浪速区・新田ベルト株式会社蔵)

大阪府警察史 第1巻

昭和45年11月20日発行

P317

大阪府警察史年表

編集 大阪府警察史編集委員会

発行 大阪府警察本部

印刷 東京法令出版株式会社

大阪市都島区東野田町1丁目17番12号

電話 大阪 352-7091

長野市南千歳町1005番地

(4.1200.-)